

請願・陳情参考資料

平成 26 年 9 月 18 日

総務部

陳情（新規）

税 務 課

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年－16 (H26. 9. 10)	総 務	消費税10%への増税の撤回を求める意見書の提出について 鳥取県民主商工会連合会	少子高齢化の急速な進行や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国の信任を維持しつつ、持続可能な社会保障制度を構築し、次世代に安定的に引き継ぐためには、国・地方双方にとって増嵩する社会保障関係費の安定財源の確保は避けることのできない課題であると認識している。 本年4月の消費税率引上げ後の経済動向については、内閣府から「景気は、緩やかな回復基調が続いており、駆け込み需要の反動が和らぎつつある。」との報告がなされており、政府においては、税制抜本改革法附則第18条に則り、7～9月の経済の回復を含めて、経済状況を総合的に勘案した上で、来年10月からの引上げを年内に判断する方針であることから、その動向を注視している。 なお、本県では、国・民間団体と連携して消費税率引上げによって想定される様々な悪影響を緩和し、県内経済・雇用の安定、持続的成長を図る上での対策を講ずるため、昨年12月より「消費増税対策本部」を設置しており、また、引上げにあたっては、低所得者層や中小事業者に十分配慮した対応を確実に実施するよう、全国知事会等を通じて国に提言している。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況						
26年－14 (H26.8.8)	総 務	公務員獣医師の処遇改善（諸手当及び給料表関係）について 公益社団法人鳥取県獣医師会 鳥取県獣医師政治連盟	鳥取県職員の獣医師の処遇改善については、人材確保の観点から、他県の状況も参考にしながら、人事委員会と連携して次のような取組を行い、現時点では全国の中で平均的な給与制度となっている。 ○初任給調整手当の導入（平成18年度～） 新規採用時から6年目まで、採用後の年数に応じ月額5,000～30,000円を支給 ○特殊勤務手当の改善（平成22年度～） 死亡畜の解剖業務等に従事した場合の手当額を増額し、支給対象範囲を拡大 地方公務員の給与については、地方公務員法により国や他県との均衡を考慮しなければならないとされ、また、地方自治法により手当等の種類が限定されていることから、獣医師についても、これらの法令規定を踏まえる必要がある。 【参考】他県の状況（平成26年4月1日現在 長野県調べ） <table><tr><td>初任給調整手当</td><td>導 入 済 み 未 導 入</td><td>26県（鳥取県含む） 21県</td></tr><tr><td>給 料 表 (獣医師として現場勤務する場合)</td><td>医療職給料表(2) 行政職給料表</td><td>43県（鳥取県含む） 4県</td></tr></table>	初任給調整手当	導 入 済 み 未 導 入	26県（鳥取県含む） 21県	給 料 表 (獣医師として現場勤務する場合)	医療職給料表(2) 行政職給料表	43県（鳥取県含む） 4県
初任給調整手当	導 入 済 み 未 導 入	26県（鳥取県含む） 21県							
給 料 表 (獣医師として現場勤務する場合)	医療職給料表(2) 行政職給料表	43県（鳥取県含む） 4県							